

年末調整相談会日程のご案内



通常日程

- ①日 程：平成30年12月17日（月）～平成31年1月21日（月）
（土・日・祝祭日を除く）

【平成30年12月29日（土）～平成31年1月6日（日）まで年末年始のため事務所を休業とさせていただきます。】

- ②受付時間：午前9時00分～午前11時30分（会計ソフトは午前11時00分）
午後1時00分～午後3時30分（会計ソフトは午後3時00分）

- ③会 場：川崎西青色申告会館

- ④そ の 他：年末調整相談と合わせて、会計ソフトの入力確認相談を受けられる場合は**予約制**となります。

土曜日相談会日程（予約制）

※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

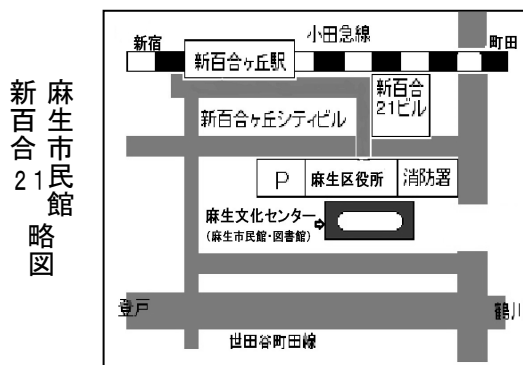
- ①日 程：平成30年12月15日
平成31年 1月12日

- ②受付時間：午前9時00分～午前11時00分（相談時間は1時間ごと）

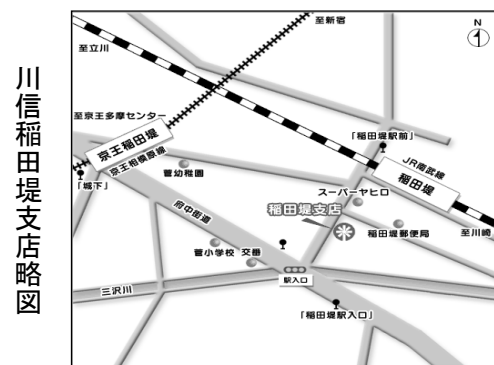
- ③会 場：川崎西青色申告会館

出張会場日程 ※略図参照

日 程	会 場	受付時間
平成30年12月21日（金）	川信 稲田堤支店 2階会議室	午前9時15分～午前11時30分 午後1時00分～午後3時00分
平成30年12月25日（火）	麻生市民館 第4会議室（3階）	
平成31年 1月 8日（火）	新百合21 第1研修室（地下2階）	



新百合21市民館略図



川信稲田堤支店略図

※ 各会場とも駐車場を用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

※ **必ずこの相談会期間中に年末調整をお済ませ下さい！**

平成31年1月22日（火）より行われる確定申告相談会において、年末調整処理は行いませんのでご了承下さい。

マイナンバーの記載について

給与支払報告書（今年度の年末調整時に作成します）には、給与支払者（事業主）と従業員（専従者を含む）本人・配偶者・扶養親族のマイナンバーの記載が必要となります。

つきましては、「**マイナンバー管理表**」を年末調整相談会にご持参下さい。なお、お持ちでない方は、記帳相談等にお越しの際にお渡しいたします。また、当会ホームページからもダウンロードできます。任意の用紙に記載していただいても結構です。

（裏面もご覧下さい）

☆ 相談会にご持参いただくもの

① 平成29年分・30年分所得税の源泉徴収簿（1人別源泉徴収簿）

② 納付書、給与支払報告書、総括表

☆ 税務署より納付書、市区町村より給与支払報告書・総括表が届いている方はご持参下さい。

③ 平成30年前期分（1～6月分）の納付書の控え

④ 健康保険料等の平成30年分の支払額（納付額を計算しておいてください）

⑤ 社会保険料控除証明書：国民年金・国民年金基金（11月上旬に届きます）

※ 平成28年・29年・30年において国民年金保険料を2年前納し、各年分の保険料に相当する額を控除する方法を選択した（する）方は、該当年分の控除証明書をご持参ください。

⑥ 生命保険・個人年金・介護医療保険・地震保険・小規模企業共済掛金等の控除証明書等

⑦ 認め印鑑

⑧ マイナンバー管理表など、事業主や従業員等のマイナンバーを記載したもの

☆ 納期限にご注意！

従業員・専従者へ給与の支払いをされている事業主の方は、その年の最後の給与の支払いの際に、1年間に支払った給与総額の所得税及び復興特別所得税を確定させる必要があります。

これを年末調整といいます。過納額・不足額を精算しましたら、その内容を納付書に記載し、徴収税額がある場合は、平成31年1月10日（木）【納期の特例の承認を受けている方は1月21日（月）】までに、納付書を添えて最寄りの金融機関、所轄税務署で納付をします。納付する税額がない場合は、納期限までに報告（納付額0円として納付書を記入、提出）します。

「記帳確認並びに決算準備相談会」にお越しください！

～確定申告期に優先予約を取ることができます！～

通常・土曜日日程

① 通常日程：平成30年10月15日（月）～12月14日（金）

（土・日・祝祭日を除く。また、12月7日（金）は、午後より「職員研修」のため事務所を休業させていただきます。）

土曜日日程：平成30年11月10日（午前中のみで相談は1時間ごと。）

② 受付時間：午前9時00分～午前11時30分（会計ソフト・土曜日相談は午前11時00分）

午後1時00分～午後3時30分（会計ソフトは午後3時00分）

③ 会場：川崎西青色申告会館

④ その他：土曜日相談会、会計ソフトを利用して相談を受けられる方は予約制となります。

また、土曜日相談会は開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

・優先予約について・・・

この相談会にお越しになり、マイナンバーカードをお持ちなど一定の条件を満たす方は、確定申告期において優先予約を取ることができます。（会計ソフトを利用して相談を受ける方は除きます。）

詳細につきましては10月配布の会報、もしくは当会ホームページでご確認ください。

～会計ソフトを利用して相談を受けられる会員のみなさまへ～

記帳（入力）確認は必ず年内中にお済ませください！記帳（入力）確認の相談は、随時予約制（相談時間は60分）で“何度でも”受けることができます。

確定申告相談期間中の記帳確認は行いませんのでご了承ください。

また、指導効率化を図るため、平成30年分以後の所得税の確定申告期相談回数は、原則1人1回（相談時間60分・予約制）とさせていただきます。